

大阪府建築基準法施行条例による日影規制

地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	対象区域	法別表第4(に)欄の号	敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数3以上の建築物	1.5m	容積率が10分の5又は10分の6の区域	(1)	3時間	2時間
			容積率が10分の8又は10分の10の区域で、外壁の後退距離の限度が1.5mのもの及び第1種高度地区で外壁の後退距離が1.0mのもの			
			容積率が10分の8又は10分の10の区域(外壁の後退距離の限度が1.5mのもの及び第1種高度地区で外壁の後退距離の限度が1.0mものを除く。)	(2)	4時間	2.5時間
			容積率が10分の15の区域で第1種高度地区であるもの	(3)	5時間	3時間
			容積率が10分の15の区域(第1種高度地区を除く。)			
			容積率が10分の20の区域			
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	容積率が10分の10又は10分の15の区域 容積率が10分の20の区域で第1種高度地区であるもの	(1)	3時間	2時間
			容積率が10分の20の区域(第1種高度地区を除く。)	(2)	4時間	2.5時間
			容積率が10分の30の区域	(3)	5時間	3時間
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	4m	容積率が10分の20の区域で第1種高度地区であるもの	(1)	4時間	2.5時間
			容積率が10分の20の区域(第1種高度地区を除く。)	(2)	5時間	3時間
都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	高さが10mを超える建築物	4m	全区域	(2)	4時間	2.5時間

- (備考) 1. この表において日影時間とは、冬至日の真太陽時の午前8時から午後4時までの間で、生じさせてはいけない日影時間の下限値をいう。
2. 第1種高度地区とは、高度地区のうち、都市計画において、建築物の各部分の高さを当該部分から前面道路の反

- 対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5mを加えたものの以下としなければならない区域として定められた区域をいう。
3. 容積率とは、法第52条第1項第1号から3号までに規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。